

# 入学者選抜制度の改善について（報告）

令和4年3月

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会

	頁
1 検討協議の経過	1
2 入学者選抜制度に係る検証及び改善に向けた検討に当たっての基本的な視点	2
(1) 「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」の理念を踏まえた検証・検討	2
(2) 今後の高校教育の在り方を踏まえた検証・検討	2
(3) 新しい学習指導要領を踏まえた検証・検討	3
3 現行の入学者選抜制度に関する県教育委員会における検証について	4
4 現行の入学者選抜制度の現状と課題について	5
5 入学者選抜制度の改善の方向性	8
(1) 新しい学習指導要領において育成を目指す資質・能力と中学校教育と高等学校教育の 接続の視点に立った改善について	8
(2) 入学者選抜の現状の諸課題に係る改善	9
(3) 高等学校教育の今後の方向性を踏まえた改善	9
6 入学者選抜制度の改善の内容	11
(1) 学習指導要領改訂に伴い明確化された育成を目指す資質・能力と入学者選抜における 評価・判定に用いる資質・能力に関する改善	11
(2) 入学者選抜日程の短縮等に関する改善	11
(3) その他の改善	12
7 入学者選抜制度の改善に当たっての配慮事項	13

## 1 検討協議の経過

- 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度については、概ね中学校学習指導要領の改訂の時期にあわせて制度の変更を行ってきた。令和3年度から新しい中学校学習指導要領が全面実施されたことを踏まえ、現行の入学者選抜制度に関して、県立高校関係者などの意見を聴取しながら、これまで県教育委員会教育局内において検証を行ってきた。
- また、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会による「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）において、高等学校入学者選抜制度の改善を図っていく必要性について、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向け、入学者選抜の質的改善を図るため、改めて入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直しを図ることが必要であるとされている。
- こうしたことを踏まえ、県教育委員会は、現行の入学者選抜制度の検証を行うとともに、これからの入学者選抜制度の在り方と改善の方向性について検討するため、神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会（以下「検討協議会」という。）を、令和3年11月に設置した。
- 県教育委員会は、検討協議会の設置に当たり、検討事項として「神奈川県公立高等学校の入学者選抜制度の検証及び課題の改善に関すること」についての依頼を行った。
- 検討協議会では、令和3年11月25日に第1回検討協議会を開催し、令和3年12月23日に第2回検討協議会、令和4年1月28日に第3回検討協議会と、これまで3回にわたり会議を開催し、協議を行ってきた。
- 協議を進めるに当たっては、本県におけるこれまでの入学者選抜制度の理念を確認し、これまでの県教育委員会教育局における検証結果を踏まえ、現行の入学者選抜制度の客観的な検証を行うとともに、今後の高校教育の在り方や、令和3年度に中学校で、令和4年度からは高等学校において実施される新しい学習指導要領の改訂の趣旨や内容等を基に、さらに、現行の入学者選抜制度の課題にあわせて対応できるよう、今後の入学者選抜制度の改善の方向性を検討していくこととした。
- 特に、新しい学習指導要領では、学力の三つの要素（基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、これらを活用して問題解決を図るために必要となる思考力・判断力・表現力その他の能力や主体的に学習に取り組む態度）に基づき、すべての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力が明確化されたことなどを軸として、入学者選抜制度の在り方について検討を進めてきた。

## 2 入学者選抜制度に係る検証及び改善に向けた検討に当たっての基本的な視点

現行の入学者選抜制度について、次の三つの基本的な視点に立って、課題を把握し検証するとともに、今後の改善の方向性についての検討を行う。

### (1) 「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」の理念を踏まえた検証・検討

- 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度については、平成6年7月に制定された「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」(以下「改正大綱」という。)における、「生徒一人ひとりの個性や能力、適性を多面的にとらえ、調査書の評定や学力検査などのいわゆる数値のみでなく、生徒の特性や長所に着目した選抜制度であること」、「生徒一人ひとりが、自らの進路希望に基づいて学校選択できるような選抜制度とすること」という理念を基に改善が行われてきた。
- 本県の教育推進の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン(令和元年10月一部改定)」に示されているように、本県においては、子ども一人ひとりの個性と能力を大切に、共に成長する場としての学校づくりを進めることとしていることを踏まえると、入学者選抜制度に係るこれまでの改正大綱の理念を基本として検証・検討していくことが必要である。

### (2) 今後の高校教育の在り方を踏まえた検証・検討

- 県教育委員会では、平成27年1月に「県立高校改革基本計画」を策定し、県立高校改革に向けて、「生徒の学びと成長にとって何が重要かという視点を最優先にする」という基本的な考え方に立って、すべての県立高校で改革に取り組むこととした。平成28年1月に策定した「県立高校改革実施計画(全体)」において、生徒の多様性を尊重し、個性や能力を伸ばす、質の高い教育の充実に取り組むことを趣旨として、教育課程の改善、授業力向上の推進、プログラミング教育の推進、生徒の英語力向上の推進、学習機会拡大の推進、科学技術・理数教育の推進、グローバル化に対応した先進的な教育の推進、専門教育の推進、教育相談体制の充実、インクルーシブ教育の推進などに取り組むこととしている。
- 横浜市においては、「第3期横浜市教育振興基本計画(平成30年度～令和4年度)」の中で「魅力ある高校教育の推進」を掲げ、川崎市においては、「市立高等学校改革推進計画 第2次計画(令和2年度～)」の中で「魅力ある普通科教育の推進」等を掲げ、また、横須賀市においては、「横須賀市教育振興基本計画(第3期実施計画平成30年度～令和3年度)」の中で「横須賀市立高等学校の在り方(答申)(平成26年)」に基づく教育改革を進めることとするなど、高等学校を設置する各市においても、高校改革等の取組を進めている。
- 令和3年1月26日付け中央教育審議会答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現』において、基本的な考え方として、「高等学校には様々な背景を持つ生徒が在籍していることから、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要」であることや、「高等学校における教育活動を、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び

能力を最大限に伸長するためのものへと転換」などが示された。その具体的方策の一つとして、「高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化」を踏まえたスクール・ミッションの再定義やスクール・ポリシーの策定など、今後の高等学校教育が目指すべき姿が示された。

- このため、県教育委員会では、県立高校改革実施計画（Ⅱ期）を令和3年10月に一部改定し、スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進に取り組むこととした。これは、国による令和4年度からの学校教育法施行規則の改正を受け、各県立高等学校のスクール・ポリシーの策定・公表を行い、スクール・ポリシーに基づく教育活動を着実に進めるため、県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の取組として位置付けたものである。また、スクール・ポリシーの策定に当たっては、設置者である県教育委員会において、スクール・ミッションの再定義を行うこととした。また、県内の各高校設置市においても、スクール・ミッションの再定義に基づくスクール・ポリシーの策定・公表を行うこととしている。
- 以上のことから、今後の高校教育の在り方を展望した県及び高校設置市が進めている高校改革の取組を踏まえて、検証・検討することが必要である。

※ スクール・ミッション…設置者が定める各高等学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像

※ スクール・ポリシー…各高等学校における、入学者選抜時から卒業時までの教育活動の方針であり、各学校がスクール・ミッションに基づき定める「育成を目指す資質・能力に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」の三つの方針の総称

### （3）新しい学習指導要領を踏まえた検証・検討

- 中学校では令和3年度から新しい学習指導要領が全面実施され、高等学校では令和4年度に入学する生徒から年次進行で新しい学習指導要領が実施される。
- 新しい学習指導要領においては、すべての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力の明確化が図られた。また、社会に開かれた教育課程、教科等横断的な視点に立った教育課程編成、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通してそれらの資質・能力の育成、資質・能力の育成に生かすための学習評価の充実、教育活動の質の向上を図るためのカリキュラム・マネジメントの充実などが明記された。
- 新しい学習指導要領に基づき実施される観点別学習状況の評価において、評価の観点「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三つに整理され、その評価が評定とともに、調査書に記載されることも踏まえて、入学者選抜において評価・判定に用いる受検者の資質・能力について検証・検討することが必要である。

### 3 現行の入学者選抜制度に関する県教育委員会における検証について

- 検討協議会においては、県教育委員会教育局内で行われた検証結果も踏まえて、改めて現行の入学者選抜制度に係る課題を整理し、検証を行った。

#### 神奈川県教育委員会教育局における入学者選抜制度に関する検証結果の概要

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度については、概ね中学校学習指導要領の改訂の時期にあわせて制度の変更を行っている。令和3年度から中学校学習指導要領が全面実施されたことに伴い、現行の入学者選抜に関して、県立高校関係者などの意見を聴取しながら、教育局内において検証を行った結果の概要は次のとおりである。

#### 【検証結果の概要】

- 現行入学者選抜については、制度の大きな変更を必要とするような課題は見られないものの、多くの受検者が受検する共通選抜において、学力検査、面接、特色検査を合わせると、最大で3日間受検することとなっており、受検者の負担となっている。
- 共通選抜の志願受付から、定通分割選抜の二次募集まで、入学者選抜の実施期間が長期に及んでおり、中学校教育だけでなく、高等学校の在校生の学びへの影響がある。
- 令和3年度から全面実施となった中学校学習指導要領では、すべての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力の明確化が図られている。このことに伴い、入学者選抜において評価・判定に用いる受検者の資質・能力について、再整理することが必要である。

#### <参考>これまでの入学者選抜制度の変遷

入学者年度	制度改善の主な内容	国の動き
平成5年度 平成6年度 平成9年度	○複数志願の導入 1回の受検で第1希望と第2希望の2校を志願可能	中学校学習指導要領改訂・実施 高等学校学習指導要領改訂・実施
平成14年度 平成15年度 平成16年度		中学校学習指導要領改訂・絶対評価導入 高等学校学習指導要領改訂・実施
平成24年度 平成25年度	○前期選抜・後期選抜の実施 評価尺度の異なる複数の選抜機会の提供	
令和3年度 令和4年度	○面接と学力検査を全面实施 前・後期の特性を生かし一本化	中学校学習指導要領改訂・実施 高等学校学習指導要領改訂・実施

#### 4 現行の入学者選抜制度の現状と課題について

- 現行の入学者選抜制度は、平成 23 年 3 月の入学者選抜制度検討協議会からの「入学者選抜制度の改善について（報告）」を受け、平成 23 年 10 月に「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針」を公表し、平成 25 年度入学者選抜から実施している。

##### <改善の経緯>

- ・ 平成 16 年度～24 年度入学者選抜においては、前期選抜と後期選抜の複数の受検機会を設定しており、選抜に要する期間が 1 月中旬から 3 月下旬にかけて長期化していた。（平成 22 年度入学者選抜では、その期間が全日制の課程で 40 日間、定時制の課程では 58 日間）
- ・ 複数の選抜機会の設定に伴い、前期選抜で合格者が決定する一方、多くの不合格者が後期選抜を受検する現状があることから、前期選抜で不合格となった生徒の精神的負担が大きくなっているという指摘があった。また、前期選抜合格者の入学までの期間の学習意欲の低下についての指摘もあった。
- ・ 各学校の選考基準の事前公表など、選抜方法や選考基準の明確化に取り組んでいたが、受検者や保護者にとっては複雑で分かりにくいといった指摘もあった。
- ・ 前期選抜においては、学力検査を実施せず、面接を中心とした選抜が行われていたことから、学力検査を受検していないことでの学力の低下等が懸念された。

##### <以前の入学者選抜制度からの改善の考え方>

- ・ 生徒自らの希望に基づく志願を確かなものとするために、これまでの前期選抜、後期選抜の特性を生かして一体化し、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程に、全課程同日程の「共通選抜」を設定する。
- ・ 公立高校における学びを幅広く提供するために、定時制の課程及び通信制の課程においては、共通選抜の後に「定通分割選抜」を設定する。
- ・ 中学校教育と高等学校教育の接続という視点から、新しい学習指導要領が求める学力として示された「基礎的・基本的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度（学習意欲）」の三つの学力要素を的確に把握するため、共通の検査として、学力検査及び面接を実施することを原則とする。
- ・ 共通の検査として実施する面接においては、調査書の記載事項等を踏まえ、生徒の特性や長所なども含め、総合的な意欲を測る。
- ・ 各学校の特色ある教育展開を踏まえた選抜の方法として、共通の検査に加え、各学校が特色に応じて総合的な能力や特性を見る検査を実施することができるものとする。
- ・ 選抜の資料として、中学校から高等学校への接続を図る観点から、調査書の評定を活用するとともに、すべての実施した検査の結果を使用するものとする。その際、各学校の特性や生徒の個性を生かすため、資料ごとに取り扱う割合を変えることができる。

## < 現行の入学者選抜制度の現状と課題 >

### ○ 面接について

- ・ 学校や学科によっては受検者の志望に係る意思を聞き取ることが必要である。
- ・ 面接は、生徒の特性や長所なども含め、総合的な意欲を測ることを目的として、共通の検査として実施している。面接は、その準備も含めて、生徒が自己を振り返り将来を考えることにつながるといった教育的意義は大きいという指摘がある一方で、10分程度の短い時間で、生徒が主体的で協働的な経験をしたかどうかを見取るのは困難なのではないかという指摘や、多くの受検者の面接評価が中間的な評価になりがちであり、形式的になっている印象があるとの指摘もある。
- ・ 新しい中学校学習指導要領では、学校教育法第30条に示された学力の三つの要素に基づき、すべての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力の明確化が図られている。また、中学校学習指導要領に基づき実施される観点別学習状況の評価において、評価の観点が「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三つに整理されている。こうしたことも踏まえ、入学者選抜において評価・判定に用いる受検者の資質・能力についても、再整理するとともに、その活用について検討することが必要である。

### ○ 実施期間について

- ・ 令和3年度入学者選抜において、願書受付開始日（窓口受付）から合格発表日までの日数は、共通選抜のみを実施している高等学校で33日間、定通分割選抜も併せて実施している高等学校で51日間となっている。（郵送受付開始日からの日数では、共通選抜のみを実施している高等学校で36日間、定通分割選抜も併せて実施している高等学校で54日間。）
- ・ 高等学校に在籍する生徒に対する影響という視点でみると、共通選抜のみを実施する高等学校においては、学力検査及び面接、採点の実施による臨時休業が5日間、検査の前日の準備や、合格者決定の会議のための午前授業等による授業時数の減少が2から3日間となっている学校が多い。共通選抜の中で特色検査を実施している高等学校では、学力検査、特色検査、面接、採点の実施による臨時休業が6日間に及んでいる。
- ・ 定通分割選抜の合格発表日は、公立中学校の卒業式よりも後の期日となっている。
- ・ 入学者選抜の実施期間、検査等の実施に伴う臨時休業等の日数の状況は、受検者、中学校教育だけでなく、高等学校に在学する生徒の学習への影響も大きくなっている。
- ・ 3月下旬に実施している定通分割選抜二次募集については、志願者数は極めて少なく、中学生に対する丁寧な進路指導を行うことで、受検機会の確保については対応可能と考えられる。
- ・ 面接の在り方と、選抜日程の短縮に向けた共通選抜、定通分割選抜といった選抜の在り方について検討することが必要である。

○ その他について

- ・ 全日制公立高等学校で欠員が生じた校数、欠員数が増えているという状況がある。

欠員の状況	平成 30 年度 入学者選抜	平成 31 年度 入学者選抜	令和 2 年度 入学者選抜	令和 3 年度 入学者選抜
欠員が生じた校数	18 校	34 校	41 校	37 校
欠員数	338 人	615 人	1071 人	1039 人

このような状況の原因としては、次のようなことが考えられる。

- ① 私立高等学校への学費補助等の支援が充実してきていることから、私立高等学校を志望する中学生が増加している。
  - ② 私立高等学校を志望する中学生の増加と併せて、公立高等学校のうちの一部の学校に多くの志願者が集中する状況が生じ、そうした学校で不合格となった生徒が私立高等学校に進学する状況が生じている。
  - ③ 中学生の進路に関するニーズが多様化し、広域通信制高等学校を志望する中学生が増加している。
- ・ 公立高等学校の特色に基づく選抜方法として推薦による選抜の導入についての意見もあるが、一方で選抜日程が長期化する懸念がある。
- 令和 3 年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について  
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、次の変更・対応策を実施した。

具体的な 変更・対応策	▶ 学力検査の出題範囲の一部除外
	▶ 志願手続きの郵送対応
	▶ 学力検査当日の感染症対策の徹底
	▶ 合格発表の Web システム導入
	▶ 感染等により学力検査を受検できなかった受検者を対象とした「追加の検査」及び「追加の二次募集」の導入

上記の感染防止対策について、

- ・ 志願手続きの郵送対応について、受け取る高等学校においては、受検者を待たせることがないため、落ち着いて業務を行うことができたなど、概ね好意的に受けとめている。
- ・ 中学校では志願者の願書をまとめる作業が加わったため例年よりも一週間前倒しのスケジュールとなったが、日程について事前に生徒へ周知できていたため、混乱等なく対応できたと受けとめている。
- ・ 検査会場の座席数を減じることで受検者間の距離を確保したが、密を避けることにより、受検者に安心して受検してもらうために必要な対策であった。
- ・ 志願手続きの郵送対応や Web 発表については、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして実施することになったが、感染防止対策と切り離しても、受検者の負担軽減の視点から有効な方策と考えられる。
- ・ 感染状況によっては、受検者の感染リスクの低減のために、面接を中止することも考えられる。

## 5 入学者選抜制度の改善の方向性

入学者選抜制度の改善に当たっては、改正大綱の理念、今後の高校教育の在り方及び新しい学習指導要領における資質・能力や学習評価の捉え方を踏まえた改善の検討が必要であり、また、入学者選抜の現状の諸課題についても改善に向けて検討することが必要である。その際、新型コロナウイルス感染症に係る対応についても、併せて検討する必要がある。

改善内容の検討に際しては、新しい学習指導要領において、学力の三つの要素に基づき、すべての教科等の目標や内容が再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力の明確化が図られたことを踏まえ、中学校教育と高等学校教育の接続の視点から、学力の三つの要素を的確に測り取るという理念を継承しつつ、入学者選抜において評価・判定に用いる受検者の資質・能力について、再整理することが必要である。また、入学者選抜に係る期間が長く、検査等の実施日数が多いため、受検者、中学校教育はもとより、高等学校に在籍する生徒の学習への影響も大きくなっている現状を踏まえ、選抜日程の短縮に向けた選抜の在り方についての検討が必要である。

- (1) 新しい学習指導要領において育成を目指す資質・能力と中学校教育と高等学校教育の接続の視点に立った改善について
- 令和3年度から全面実施となった中学校学習指導要領及び令和4年度に入学する生徒から年次進行で完全実施となる高等学校学習指導要領では、学校教育法第30条に示された学力の三つの要素に基づき、すべての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力が明確化されている。
  - また、これらの新しい学習指導要領に基づき実施される観点別学習状況の評価において、評価の観点「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三つに整理された。
  - このような扱いは、小学校、中学校、高等学校を通じて基本的に共通したものである。（高等学校の産業教育に係る教科においては、観点別学習状況の評価の観点は、「知識・技術」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三つに整理されている。）
  - このように、新しい学習指導要領において、学力の三つの要素に基づき資質・能力が明確化されたこと、また、中学校教育と高等学校教育の接続の視点から、高等学校入学者選抜の評価・判定に用いる受検者の資質・能力についても、再整理することが必要である。
  - 入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力についても、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に基づくことが望ましいと考えられるが、このうち、「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分（「学びに向かう力」と、観点別学習状況の評価にはなじまない部分（感性、思いやり等の「人間性等」に係わるもの）があり、後者の「感性、思いやり等」については、個人内評価を行って生徒に伝えている。

- 現行の入学者選抜制度においては、生徒の特性や長所なども含め、総合的な意欲を測ることを目的として、共通の検査として面接を実施している。10分程度で実施している面接において、生徒の意欲を測ることはできても、新学習指導要領で求められる日頃の学習に向かう姿勢（「学びに向かう力」）を適切に評価することは困難であるという指摘もあることを踏まえ、入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力の検討に当たっては、新学習指導要領における資質・能力の三つの柱や観点別学習状況の評価などを十分に踏まえることが必要である。

## (2) 入学者選抜の現状の諸課題に係る改善

- 入学者選抜の実施期間、検査等の実施に伴う臨時休業等の日数の状況は、受検者、中学校教育だけでなく、高等学校に在学する生徒の学習への影響も大きくなっている。
- 一方で、学力検査を行わない入学者選抜を実施する一部の学校を除き、すべての学校において、学力の三つの要素に基づく資質・能力を測り、選抜しようとする現在の選抜の在り方は維持することが望ましい。
- 学力の三つの要素に基づく資質・能力を測りとりといった入学者選抜の在り方を維持しながらも、選抜の実施期間を短縮し、そして、適正な選抜を実施できるよう一部について改善を行う必要がある。
- 選抜の実施期間の短縮の検討の中で、通信制を除く全校で実施している面接の在り方について、入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力の再整理と併せて検討することが必要である。
- 現在の入学者選抜のうち、定通分割選抜の二次募集は、極めて受検者が少ないことから、中学生の受検機会の確保という点での意義は小さいと考えられる。中学生の受検機会の確保という点では、中学校における丁寧な進路指導が重要である。
- 受検者の受検機会の確保とセーフティーネットの視点を持ちつつ、入学者選抜の実施期間を短縮し、中学校教育及び高等学校教育への影響をより小さくすることができるよう、現在の共通選抜（全・定・通実施）とその二次募集、定通分割選抜とその二次募集を実施している選抜の在り方については、整理することが必要である。

## (3) 高等学校教育の今後の方向性を踏まえた改善

- 各高等学校においては、スクール・ポリシーを策定・公表し、これに基づく教育活動を進めることとしている。
- スクール・ポリシーは、各高等学校における、入学者選抜時から卒業時までの教育活動の方針であり、各高等学校のスクール・ミッションに基づき定める「育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」の三つの方針からなる。
- 「入学者の受入れに関する方針」は、各高等学校に期待される社会的役割等や、育成を目指す資質・能力に関する方針と教育課程の編成及び実施に関する方針に基づく教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針である。つまり、当該高等学校における教育を受けるに当たって必要な資質・能力を示すものであることから、

各高等学校においては、中学校学習指導要領において身に付けることとされている資質・能力等も踏まえ、適切に設定することが求められる。

- 今後は、各高等学校が設定する「入学者の受入れに関する方針」に基づき入学者選抜が適切に実施されるように、実施方法等について検討することが必要である。

## 6 入学者選抜制度の改善の内容

- (1) 学習指導要領改訂に伴い明確化された育成を目指す資質・能力と入学者選抜における評価・判定に用いる資質・能力に関する改善
- 学習指導要領改訂の趣旨を踏まえると、入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力についても、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に基づくことが望ましく、また、「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分（「学びに向かう力」と、観点別学習状況の評価にはなじまない部分（感性、思いやり等の「人間性等」に係わるもの）があることから、入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力については、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力」とし、「学びに向かう力」については、「主体的に学習に取り組む態度」として測りとることが適当と考えられる。
  - 各中学校において実施されている観点別学習状況の評価についても、中学校学習指導要領の改訂に伴い評価の観点「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三つに整理されている。
  - 中でも、「主体的に学習に取り組む態度」に関しては、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面から評価することとされており、中学校において評価を行う上では、生徒の日頃の学習に向かう姿勢を重視し、この二つの側面から、どのように学びに臨んでいるか把握することが求められている。
  - 各中学校において実施されている観点別学習状況の評価についても、その評価を評定とともに、各中学校で作成する調査書に記載することとしており、今後、観点別学習状況の評価を入学者選抜においてより効果的に活用していくことが考えられる。
  - こうしたことを踏まえると、現行の入学者選抜制度において、総合的な意欲を測ることを目的として、共通の検査として実施している10分程度の面接において「学びに向かう力」を測りとめることは難しいと考えられることから、面接の位置付けについて見直すことが必要である。
  - なお、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会による「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）においては、入学者選抜における扱いについて、選抜を行う高等学校等において、評定の役割や指摘されている課題等を十分に踏まえた上で、観点別学習状況の評価を活用することも考慮しながら、適切な在り方を検討することが求められるとされている。
- (2) 入学者選抜日程の短縮等に関する改善
- 学力の三つの要素に基づく資質・能力を測るといった入学者選抜の在り方を維持しながらも、選抜の実施期間を短縮し、そして、適正な選抜を実施できるよう、入学者選抜の在り方を一部改善することが必要である。
  - 入学者選抜の実施期間を短縮し、中学校教育及び高等学校教育への影響をより小さく

することができるよう、定通分割選抜二次募集を廃止するとともに、現在の共通選抜(全・定・通実施)と定通分割選抜の実施時期を変更するなど、選抜の在り方も含めた検討が必要である。

- 選抜の在り方の検討に当たっては、面接を特色検査として位置付け、令和4年度から策定・実施される各高等学校のスクール・ポリシーのうちの「入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)」に基づき、選抜に必要な学校・学科において、面接による検査を実施するよう改善することが考えられる。
- これまで、面接による検査において評価していた意欲に関する評価は、中学校の観点別学習状況の評価のうちの一つである「主体的に学習に取り組む態度」により評価することも可能と考えられる。
- 入学者選抜の在り方の見直しに当たっては、受検者の受検機会の確保とセーフティネットの視点に立って慎重に検討することが必要である。

### (3) その他の改善

- 受検者の資質・能力をよりの確に把握し、適切に評価・判定を実施できるよう、特色検査についても検討することが必要である。

## 7 入学者選抜制度の改善に当たっての配慮事項

今後、県教育委員会が入学者選抜制度の改善を行うに当たって配慮すべきと思われることについて述べる。検討協議会においては、改正大綱の入学者選抜制度の理念、今後の高校教育の在り方及び新しい学習指導要領における資質・能力や学習評価の捉え方を踏まえ、また、現状の入学者選抜に係る諸課題等について検証し、その改善に向けた検討を行ってきた。

入学者選抜制度の改善の方向性に係る検討に当たっては、新しい学習指導要領において、学力の三つの要素に基づき、すべての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力が明確化されたこと、また、観点別学習状況の評価において、評価の観点が「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三つに整理されたことなどを踏まえ、入学者選抜における評価・判定に用いる資質・能力について検討してきたが、高等学校教育を受ける生徒を選抜するといった、入学者選抜の趣旨及び中学校教育と高等学校教育の接続の視点から、今後、中学校教育及び高等学校教育をより一層充実させ、生徒の資質・能力の育成に着実に取り組んでいくことが重要である。

そこで、今後の入学者選抜制度の改善に当たっては、次のような点への配慮が必要と考える。

- 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の「生徒一人ひとりの個性や能力、適性を多面的にとらえ、調査書の評定や学力検査などのいわゆる数値のみでなく、生徒の特性や長所に着目した選抜制度であること」、「生徒一人ひとりが、自らの進路希望に基づいて学校選択できるような選抜制度とすること」という改正大綱の理念を尊重すること。
- 入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力については、新しい学習指導要領において育成を目指す資質・能力との整合を図ることが必要であること。
- 高等学校において、策定・実施されるスクール・ポリシーのうちの「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づいた入学者選抜が実施されるよう配慮すること。
- 特別な設置趣旨に基づく高等学校等においては、その趣旨を生かした選抜方法や選考に当たっての工夫が行われるよう配慮すること。
- 支援の必要な受検者についての配慮や、資料の整わない受検者についての配慮などについて、引き続き取り組むとともに、こうした配慮についての周知を図ること。
- 感染症等の影響により、受検者が不利益を被ることがないよう、適切な配慮を行うこと。
- 公立高等学校の入学者選抜制度を改善することにより、日程的な点など、私立高等学校の入学者選抜に対しても影響を及ぼす可能性があるため、公私協調の視点から、選抜制度の運営に係る調整を行うこと。
- 学習指導要領の実施の趣旨を踏まえ、入学時から新しい学習指導要領に基づき学習している中学生が高等学校を受検する令和6年度入学者選抜から、改善された入学者選抜が実施されるよう、該当する中学生、保護者及び学校関係者等への周知も含め、適切に対応すること。

## 入学者選抜制度検討協議会について

### 1 趣旨

新しい中学校学習指導要領が今年度から全面実施となったことに伴い、現行の神奈川県公立高等学校入学者選抜制度について、客観的な検証を行うとともに、課題を整理し、入学者選抜の改善に係る意見を聴取するため、学識経験者や中学校関係者などによる協議会を設置する。

### 2 経緯

- 本県では、これまで学習指導要領の改訂にあわせて、概ね 10 年ごとに入学者選抜制度の改善を行ってきた。
- 県教育委員会では、これまで現行の入学者選抜制度について、学校関係者などの意見も聴取しながら、新しい学習指導要領で求められる学力を見据えた、学力検査や面接の在り方及び選抜日程等を教育局内で検証してきた。
- 現時点の検証結果では、現行の制度を大きく変更するほどの課題は見当たらないと捉えている。
- 新しい学習指導要領で学ぶ今年度の中学 1 年生が高校を受検する、令和 6 年度入学者選抜への反映を目指して、改善の方向性について検討を行う。

### 3 検討事項

神奈川県公立高等学校の入学者選抜制度の検証及び課題の改善に関すること

### 4 構成員（予定）

- 学識経験者（大学教授等） 2 名程度
- 保護者代表（PTA 関連） 1 名～ 2 名程度
- 教育行政関係者（政令・中核市教育委員会）からそれぞれ 1 名程度
- 学校教育関係者（中学校関係者、県立高校関係者、教職員団体等）からそれぞれ 1 名程度

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会 開催時期・協議内容等

◎第1回（令和3年11月25日木曜日9時00分から10時40分）

- 県教育委員会あいさつ、委員紹介
- 会長選出、副会長指名

<協議>

- 会議公開の可否について
- 検討事項について
- 検討スケジュールについて
- 入学者選抜制度の現状と課題について

◎第2回（令和3年12月23日木曜日10時30分から12時10分）

<協議>

- 検証・検討の視点について
- 入学者選抜制度の現状と課題について
- 入学者選抜制度の改善の方向性について

◎第3回（令和4年1月28日金曜日10時00分から11時40分）

<協議>

- 入学者選抜制度の現状と課題の整理について
- 入学者選抜制度の改善の方向性の整理について
- 協議内容のまとめについて

令和4年3月末 最終とりまとめ作成

令和4年3月末 最終とりまとめを県教育委員会に提出

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度を検証し課題の改善について検討するため、神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の依頼に応じ、神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の検証及び課題の改善に関することについて協議し、その結果について報告する。

(設置期間)

第4条 協議会の設置期間は、令和4年6月30日までとする。

(構成員)

第5条 協議会は15人以内で構成する。

- 2 構成員は、教育に関する理解と見識を有する者並びに学校及び行政機関の関係者から選定する。
- 3 構成員の選任期間は、会議設置の日から協議会の設置期間満了までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が構成員のうちから指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第8条 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 協議会は、次に上げる事項を記載した議事録を作成して、保管しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席した構成員の氏名
- (3) 議事の経過の概要及びその結果
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育局指導部高校教育課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 協議会の最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育監が招集する。

## 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会構成員名簿

## 1 協議会構成員

NO	カテゴリー	所属・団体等	職	氏名
1	学識経験者	横浜国立大学教育学部	教授	池田 敏和
2		産業能率大学入試企画部	部長	林 巧樹
3	保護者代表	神奈川県 PTA 協議会	副会長	鎌上 真樹
4		神奈川県立高等学校 PTA 連合会	副会長	廣間 亜紀
5	教育行政関係者	横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部	部長	石川 隆一
6		川崎市教育委員会事務局 学校教育部	部長	大島 直樹
7		相模原市教育委員会教育局 学校教育部	部長	細川 恵
8		横須賀市教育委員会事務局 学校教育部	部長	米持 正伸
9	学校教育関係者	神奈川県公立中学校長会	会長	上條 茂 (藤沢市立鵜沼中学校長)
10		神奈川県立学校長会議	議長	井坂 秀一 (県立柏陽高等学校長)
11		神奈川県教職員組合	書記長	島崎 直人
12		神奈川県高等学校教職員組合	執行副委員長	岩崎 長久

## 2 県教育委員会事務局

事務局	教育監	岡野 親
	指導部長	濱田 啓太郎
	支援部長併 福祉子どもみらい局子どもみらい担当部長	宮村 進一
	高校教育課長	増田 年克
	高校教育課高校教育企画室長	蘇武 和成



---

---

入学者選抜制度の改善について（報告）

令和4年3月

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会

---

---

（事務局：神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課）

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-8254（直通）